

(証券コード 3283)
(発信日) 2024年8月7日
(電子提供措置の開始日) 2024年8月7日

投資主各位

東京都千代田区丸の内二丁目7番3号
東京ビルディング
日本プロロジスリート投資法人
執行役員 山口 哲

第7回投資主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本投資法人の第7回投資主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ですが後記の投資主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書面に議案に対する賛否をご表示いただき、2024年8月27日（火曜日）午後5時30分までに到着するよう折り返しご送付くださいますようお願い申し上げます。

また、本投資法人は、投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第93条第1項に基づき、現行規約第15条において、「みなし賛成」に関する規定を次のとおり定めております。したがって、投資主様が当日投資主総会にご出席されず、かつ、議決権行使書面による議決権の行使をなされない場合、現行規約第15条第1項括弧書き及び第3項に定める場合を除き、本投資主総会における各議案について、賛成されたものとみなしてお取扱いすることになりますので、ご留意くださいますようお願い申し上げます。

（本投資法人現行規約抜粋）

第15条（みなし賛成）

1. 投資主が投資主総会に出席せず、かつ、議決権を行使しないときは、当該投資主は、その投資主総会に提出された議案（複数の議案が提出された場合において、これらのうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれをも除く。）について賛成するものとみなす。
2. 前項の規定に基づき議案に賛成するものとみなした投資主の有する議決権の数は、出席した投資主の議決権の数に算入する。
3. 前2項の規定は、(i) 以下の各事項に関する議案が投資主総会に提出されることについて本投資法人が本投資法人のウェブサイトにおいて公表した日若しくは招集権者がこれに準ずる方法により公表した日のいずれか早い日から2週間以内に、総発行済投資口の100分の1以上の投資口を6か月以上引き続き有する投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人（招集権者が執行役員若しくは監督役員以外の者である場合は、本投資法人及び招集権者の双方）に通知した場合、又は、(ii) 以下の各事項に関する議案について、本投資法人が当該議案に反対である旨を招集通知に記載若しくは本投資法人のウェブサイトにおいて公表した場合には、当該議案については適用しない。
 - (1) 執行役員又は監督役員の選任又は解任
 - (2) 資産運用会社との間の資産運用委託契約の締結又は解約
 - (3) 解散
 - (4) 投資口の併合
 - (5) 執行役員、監督役員又は会計監査人の責任の免除
4. 第1項及び第2項の規定は、本条を変更する規約変更議案については適用しない。

なお、本投資主総会の招集に際しては、投資主総会参考書類等の内容である情報（電子提供措置事項）について電子提供措置をとっており、インターネット上の本投資法人ウェブサイト「第7回投資主総会招集ご通知」として掲載しておりますので、以下の本投資法人ウェブサイトへアクセスの上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。また、書面交付請求の有無にかかわらず、全ての投資主様に対して書面により投資主参考書類等をお送りしております。

本投資法人ウェブサイト

<https://www.prologis-reit.co.jp/>

電子提供措置事項は、上記ウェブサイトのほか、東京証券取引所（東証）のウェブサイトにも掲載しておりますので、以下の東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）へアクセスして、銘柄名（投資法人名）又は証券コードを入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類／PR情報」、「投資主総会招集通知／投資主総会資料」を選択の上、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

東証ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

敬 具

記

1. 日 時： 2024年8月28日（水曜日）午前10時（受付開始：午前9時30分予定）
2. 場 所： 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー
ステーションコンファレンス東京 6階 602
（末尾の「投資主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3. 投資主総会の目的である事項：
決議事項
第1号議案：規約一部変更の件
第2号議案：執行役員1名選任の件
第3号議案：補欠執行役員1名選任の件
第4号議案：監督役員3名選任の件

以 上

（お願い）

- ◎当日ご出席の際は、お手数ですが同封の議決権行使書面を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の投資主の方1名を代理人として本投資主総会にご出席いただくことが可能ですので、代理権を証する書面を議決権行使書面とともに会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎議決権行使書面によって議決権を行使いただく場合、各議案につき賛否の表示をなされない場合は、賛成の表示があったものとしてお取扱いいたします。
- ◎電子提供措置事項又は電子提供措置事項を記載した書面に記載すべき事項について、修正が生じた場合は、上記の本投資法人ウェブサイト及び東証ウェブサイトにてその旨、修正前の事項及び修正後の事項を掲載いたしますので、ご了承ください。
- ◎当日は、本投資主総会終了後、引き続き同会場において、本投資法人の資産運用会社であるプロロジス・リート・マネジメント株式会社による「運用状況報告会」を開催する予定です。併せてご参加くださいますようお願い申し上げます。なお、本投資法人の2024年5月期に関する決算説明会資料及び説明会動画は、本投資法人のウェブサイト（<https://www.prologis-reit.co.jp/>）にてご覧いただくことができます。
- ◎本投資主総会及び「運用状況報告会」にご出席の投資主様へのお土産のご用意はございません。

投資主総会参考書類

議案及び参考事項

第1号議案：規約一部変更の件

1 変更の理由

- (1) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条但書及び「会社法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」（令和元年法律第71号）（以下「整備法」といいます。）附則第3号に規定する改正規定が2022年9月1日に施行されたことに伴い、整備法第10条第9項の定めに基づき同日をもって本投資法人の規約に投資主総会参考書類等の内容である情報について電子提供措置をとる旨の定めを設けたものとみなされているところ、確認的にその旨を規定するとともに、電子提供措置をとる事項のうち、書面交付を請求した投資主に交付する書面に記載する事項の範囲を投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含みます。）で定める範囲に限定できる旨の規定を新設し、関連する規定を変更するものです（変更案第9条第5項、第6項及び第41条第3項関係）。
- (2) 本投資法人の更なる投資機会の拡大及び投資手段の多様化のため、現行規約第32条第4項第5号及び第6号に定める金銭債権及び有価証券への投資に関し、安全性及び換金性のほか同条第2項又は第3項に定める特定資産との関連性を勘案した運用を図る旨の規定を追加するものです（変更案第33条第1項関係）。
- (3) 投信法及び投資法人の計算に関する規則（平成18年内閣府令第47号、その後の改正を含みます。）の改正により「出資総額等の合計額」の定義が規定されたことに伴い、これに関連する規定を変更するものです（変更案第39条第1項第1号関係）。

2 変更の内容

現行の規約の一部を、次のとおり変更しようとするものです。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 規 約	変 更 案
第9条（招集及び開催） 1. ～ 4. （記載省略） （新設） （新設）	第9条（招集及び開催） 1. ～ 4. （現行どおり） 5. <u>本投資法人は、投資主総会の招集に際し、投資主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u> 6. <u>本投資法人は、電子提供措置をとる事項のうち投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）（以下「投信法施行規則」という。）で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした投資主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u>
第33条（投資制限） 1. 本投資法人は、前条第4項第5号及び第6号に掲げる金銭債権及び有価証券への投資を、<u>安全性及び換金性を重視して行うものとし、積極的な運用益の取得のみを目指した投資を行わないものとする。</u> 2. （記載省略）	第33条（投資制限） 1. 本投資法人は、前条第4項第5号及び第6号に掲げる金銭債権及び有価証券への投資を、<u>安全性及び換金性又は前条第2項若しくは第3項に掲げる特定資産との関連性を勘案した運用を図るものとし、積極的な運用益の取得のみを目指した投資を行わないものとする。</u> 2. （現行どおり）

現 行 規 約	変 更 案
第39条（金銭の分配方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 (1) 分配方針 ① 投資主に分配する金銭の総額のうち、本投資法人の利益は、<u>投信法及び一般に公正妥当と認められる企業会計の基準及び慣行に準拠して計算される利益（貸借対照表上の純資産額から出資総額等の合計額を控除して得た額をいう。）の金額</u>とする。 ② （記載省略） (2)～(5) （記載省略）	第39条（金銭の分配方針） 本投資法人は、原則として以下の方針に基づき分配を行うものとする。 (1) 分配方針 ① 投資主に分配する金銭の総額のうち、本投資法人の利益の<u>金額</u>は、<u>投信法第136条第1項に規定する利益</u>とする。 ② （現行どおり） (2)～(5) （現行どおり）
第41条（業務及び事務の委託） 1. ～2. （記載省略） 3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集並びに新投資口予約権無償割当てに関する事務、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿に関する事務、新投資口予約権証券及び投資法人債の発行に関する事務、新投資口予約権者及び投資法人債権者に係る事務、並びに本投資法人の投資口の取得に関する事務その他<u>投資信託及び投資法人に関する法律施行規則（平成12年総理府令第129号。その後の改正を含む。）</u>第169条に定める事務は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。	第41条（業務及び事務の委託） 1. ～2. （現行どおり） 3. 本投資法人の成立後に委託する事務のうち、本投資法人の発行する投資口及び投資法人債を引き受ける者の募集並びに新投資口予約権無償割当てに関する事務、新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿の作成及び備置きその他の新投資口予約権原簿及び投資法人債原簿に関する事務、新投資口予約権証券及び投資法人債の発行に関する事務、新投資口予約権者及び投資法人債権者に係る事務、並びに本投資法人の投資口の取得に関する事務その他<u>投信法施行規則第169条に定める事務</u>は、適宜、役員会が定める一般事務受託者に対し、当該各事務を委託することとする。

第2号議案：執行役員1名選任の件

執行役員山口哲は、2024年8月31日をもって任期満了となりますので、2024年9月1日付で新たに執行役員1名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案において、執行役員の任期は、現行規約第20条第2項の規定により2024年9月1日から2年となります。

なお、執行役員の選任に関する本議案は、2024年7月18日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有 投資 口数
やま ぐち さとし 山 口 哲 (1966年9月8日)	1990年4月 住友信託銀行株式会社（現 三井住友信託銀行株式会社）入社 2006年10月 トップリート・アセットマネジメント株式会社 出向 企画管理部及び投資運用部 マネージャー 2008年8月 株式会社プロロジス 事業企画部長 バイスプレジデント 2010年1月 同社 事業企画部長 ファーストバイスプレジデント 2012年6月 プロロジス・リート・マネジメント株式会社 出向 取締役投資運用部長 2018年7月 同社 取締役（非常勤） 株式会社プロロジス オペレーション本部長 シニアバイスプレジデント 2019年4月 同社 シニアバイスプレジデント 執行役員 オペレーション本部長 2022年3月 プロロジス・リート・マネジメント株式会社 出向 取締役 2022年4月 同社 代表取締役社長（現任） 2022年9月 日本プロロジスリート投資法人 執行役員（現任）	11口

- ・上記執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるプロロジス・リート・マネジメント株式会社の代表取締役社長です。その他には、上記執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・2024年7月18日現在、上記執行役員候補者は、累積投資制度を利用することにより、本投資法人の投資口を11口所有しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の執行役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記執行役員候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案により執行役員に再任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第3号議案：補欠執行役員1名選任の件

執行役員が欠けた場合又は法令に定める員数を欠くことになる場合に備え、2024年9月1日付で改めて補欠執行役員1名の選任をお願いしたいと存じます。本議案において、補欠執行役員の選任に係る決議が効力を有する期間は、現行規約第20条第3項の規定により、第2号議案における執行役員の任期が満了する2026年8月31日までとなります。

また、補欠執行役員の選任の効力は、就任前に限り、役員会の決議により、その選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、補欠執行役員の選任に関する本議案は、2024年7月18日開催の役員会において、監督役員の全員の同意によって提出されたものであります。

補欠執行役員候補者は次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有 投資 口数
さ え き けん じ 佐 伯 賢 治 (1975年6月6日)	1998年4月 株式会社タケツ 入社 2004年2月 株式会社クリード（クリード不動産投資顧問会社 出向） 2006年3月 株式会社日本レップ（現 グッドマンジャパン株式会社） 2010年1月 株式会社プロロジス プロパティマネジメント部 プロパティマネージャー 2011年2月 同社 開発部 マネージャー 2012年7月 同社 開発部 シニアマネージャー 2012年9月 プロロジス・リート・マネジメント株式会社 出向 投資運用部 オペレーションチーム チームリーダー 2014年4月 同社 投資運用部 オペレーションチーム チームリーダー 兼 インベストメントチーム ディレクター 2015年2月 株式会社プロロジス 開発部 ディレクター 2018年7月 同社 営業部 ディレクター 2019年2月 同社 バイスプレジデント 営業部長 2023年4月 プロロジス・リート・マネジメント株式会社 出向 投資運用部 部長 2023年5月 同社 取締役投資運用部長（現任）	0口

- ・上記補欠執行役員候補者は、本投資法人の資産運用会社であるプロロジス・リート・マネジメント株式会社の取締役投資運用部長です。その他には、上記補欠執行役員候補者と本投資法人との間に特別の利害関係はありません。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の執行役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記補欠執行役員候補者が執行役員に就任した場合には、当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

第4号議案：監督役員3名選任の件

監督役員濱岡洋一郎、田崎真美及び奥国範の3名は、2024年8月31日をもって任期満了となりますので、2024年9月1日付で改めて監督役員3名の選任をお願いしたいと存じます。本議案において、監督役員の任期は、現行規約第20条第2項の規定により2024年9月1日から2年となります。

監督役員候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有 投資 口数
1	はま おか よういちろう 濱 岡 洋一郎 (1953年9月24日)	1976年4月 三井不動産株式会社 入社 2000年4月 ジョーンズ ラング ラサール株式会社 代表取締役社長 2012年4月 同社 取締役会長 2012年7月 NSホールディングス株式会社 代表 取締役 2012年8月 株式会社トータルエステート（現 株 式会社マイプレイス） 取締役（非常 勤） 2012年10月 トーセイ株式会社 顧問 2012年11月 日本プロロジスリート投資法人 監督 役員（現任） EWアセットマネジメント株式会社 代表取締役 2013年6月 ドリームバイザー・ホールディングス 株式会社（現 ウェルス・マネジメン ト株式会社） 監査役 2014年6月 同社 取締役 2015年6月 株式会社トータルエステート住宅販売 （現 株式会社マイプランナー） 監 査役（非常勤） 2015年6月 株式会社トータルテック（現 株式会 社バウテックグループ） 監査役（非 常勤） 2016年6月 あかつきフィナンシャルグループ株式 会社（現 株式会社あかつき本社） 取締役（非常勤） 2017年3月 同社 取締役会長（非常勤） 2017年7月 株式会社トータルテック（現 株式会 社バウテックグループ） 取締役（非 常勤） 2020年6月 株式会社あかつき投資（現 株式会社 マイプレイスグループ） 取締役会長 （非常勤） 2020年6月 EWアセットマネジメント株式会社 代表取締役会長	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有 投資 口数
		2021年4月 Keppel REIT Management Limited Independent Non-executive Director (非常勤) (現任) 2021年6月 株式会社バウテック (現 株式会社バ ウテックグループ) 取締役会長 (非常 勤) (現任) 2021年6月 EWアセットマネジメント株式会社 取締役会長 (現任) 2022年6月 ヒトトヒトホールディングス株式会社 取締役 (非常勤) (現任) 2023年6月 株式会社あかつき本社 顧問 (現任) 2023年11月 Film Players Limited. Non-executive Director (非常勤) (現任) 2023年11月 株式会社フィルムイノベーションズ 代表取締役 (現任)	
2	た ざ き ま み 田 崎 真 美 (1960年7月29日)	1984年4月 株式会社日本マーケティングセンター (現 株式会社船井総研ホールディン グス) 入社 1988年5月 ジョージ・ワシントン大学 (米国) 経営学修士 (MBA) 1988年8月 住友信託銀行株式会社 (現 三井住友 信託銀行株式会社) 東京本社 海外 審査部 1990年12月 同社 ニューヨーク支店 2003年8月 同社 東京本社 海外審査部 主任審 査役 2006年11月 エービーエヌアムロ銀行 東京支店 2009年4月 シティバンク銀行株式会社 内部監査 部門 法人監査部 2014年12月 同社 監査部門 法人監査室室長 シ ニアオーディットマネジャー 2015年5月 オーストラリア・ニュージーランド銀 行 東京支店 監査部長 シニアオー ディットマネジャー 2017年8月 バークレイズ証券株式会社 内部監査 部 ヴァイスプレジデント 2018年9月 オーストラリア・ニュージーランド銀 行 東京支店 監査部長 ジャパン ヘッド (現任) 2018年10月 日本プロロジスリート投資法人 監督 役員 (現任)	0口

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略 歴 及 び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有 投資 口数
3	おく くに のり 奥 国 範 (1974年12月19日)	2001年10月 弁護士登録 小沢・秋山法律事務所 入所 2005年10月 慶應義塾大学大学院法務研究科 非常 勤講師 2007年 4 月 奥綜合法律事務所 設立 同所 代表弁護士 2012年12月 株式会社eight 監査役（非常勤） （現任） 2014年 4 月 日本弁護士連合会 常務理事 2017年 3 月 一般社団法人MHインベストメント （現 一般社団法人OKS）代表理事 （非常勤）（現任） 2017年 3 月 スリーエススタイルプロ株式会社 監 査役（非常勤） 2018年 5 月 奥・片山・佐藤法律事務所 設立 代 表弁護士（現任） 2018年10月 日本弁護士連合会 事務次長 2020年 9 月 日本プロロジスリート投資法人 監督 役員（現任） 2022年 4 月 東京弁護士会 副会長 2022年 4 月 関東弁護士会連合会 常務理事 2022年 4 月 慶應義塾大学大学院法務研究科 非常 勤講師（現任） 2023年 6 月 公益社団法人東京都不動産鑑定士協会 監事（現任）	0口

- ・上記監督役員候補者3名と本投資法人との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
- ・上記監督役員候補者3名は、いずれも、現在、本投資法人の監督役員として、本投資法人の執行役員の職務の執行全般を監督しております。
- ・本投資法人は、投信法第116条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が本投資法人の監督役員としての職務につき行った行為に起因して損害賠償請求を受けたことにより負担することになる損害賠償金及び争訟費用等の損害を、一定の範囲で当該保険契約により填補することとしております。上記監督役員候補者は当該保険契約の被保険者に含まれており、また、本議案により監督役員に再任した場合には、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約の期間満了の際には、同内容の契約を再度締結する予定です。

参考事項

本投資主総会に提出される議案のうちに相反する趣旨の議案があるときは、当該議案のいずれにも、本投資法人の現行規約第15条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。また、同条第3項の定めに従い、同項各号に定める議案について、所定の手続に基づいて、一定の資格要件を備えた少数投資主が、当該議案に反対である旨を本投資法人に通知した場合、当該議案については同条に定める「みなし賛成」の規定は適用されません。

なお、上記の第1号議案から第4号議案までの各議案につきましては、いずれも相反する趣旨の議案には該当しておりません。また、本投資法人の現行規約第15条第3項が適用される第2号議案から第4号議案までの各議案につきましては、2024年7月18日現在、同項所定の要件を満たす少数投資主から当該議案に反対である旨の通知はなされておられません。今後、2024年7月18日から2週間以内に当該少数投資主から第2号議案から第4号議案までの各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されないこととなります。当該期間に当該少数投資主から当該各議案に反対である旨の通知がなされた場合には、その旨及び当該議案について「みなし賛成」の規定は適用されない旨を本投資法人ウェブサイト (<https://www.prologis-reit.co.jp/>) に掲載いたします。

以 上

投資主総会会場ご案内図

会場 東京都千代田区丸の内一丁目7番12号 サピアタワー
ステーションコンファレンス東京 6階 602
電話 03-6888-8080 (代表)



交通 J R 「東京駅」八重洲北口改札口より徒歩2分
「東京駅」新幹線専用改札口（日本橋口）より徒歩1分
地下鉄 東京メトロ東西線、半蔵門線、丸ノ内線、千代田線、都営三田線
「大手町駅」B7出口階段より1階エントランス直結

〈お願い〉

当日は、駐車場の用意はございませんので、お車でのご来場はご遠慮ください。